

令和4年12月13日

三重県の輸出事業者 〇

経済産業省産業技術環境局
資源循環経済課長 田 中 将 吾

環境省関東地方環境事務所
所 長 中 山 隆 治

特定有害廃棄物等の未承認輸出未遂について（厳重注意）

貴社が関税法（昭和29年法律第61号）第67条の2の規定に基づきマレーシア向けに令和4年5月25日名古屋税関に輸出申告した貨物について、名古屋税関が同年6月10日及び7月7日に行った貨物検査に中部地方環境事務所が立ち会った結果、使用済み被覆線の破砕（雑色、異物あり）、使用済みプラ製品の破砕物（未選別、雑色）、プラスチックのリサイクル原料に適さない土埃等の混じりの性状不明なもの等が含まれた貨物であることが確認された。

当該貨物は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当するものであり、特定有害廃棄物等を輸出しようとする場合には、バーゼル法第4条第1項の規定のとおり、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第48条第3項の規定により輸出の承認を受ける義務があるところ、今回の輸出について法令上の手続きが講じられていなかったことは、法令違反として問題あるだけでなく、我が国の貿易管理に対する信頼を損ねる行為として誠に遺憾であり注意する。さらに、国際的にもバーゼル条約違反として我が国のバーゼル条約遵守に係る信頼を損ねるおそれがある行為でもあり、よって本書面により厳重に注意する。

また、今後このような事態が発生しないよう、次の措置を求める。

1. 再発防止策を策定し、策定された再発防止策及び当該貨物の処分方法を記載した顛末書を令和4年12月27日までに経済産業省及び環境省に提出すること。
2. 輸出申告撤回後、引き取った貨物の取り扱いについて、バーゼル法規制対象物に該当するもので、廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物に該当しないものは、国内での再生利用等、今後の取り扱いについて報告すること。

廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物に該当するものは、地方自治体の指示に従って環境上適正に処分し、処分完了した旨を速やかに報告すること。

3. 今後、輸出を行う場合は、貴社の責任において輸出貨物の由来、性状等の把握及び十分な品質管理の確保等を行い、特定有害廃棄物等を所定の手続きを経ることなく輸出することのないようにすること。